

給水装置工事等に伴う道路占用必要書類について

○確認事項

- ・給水取出しや本管延長をする場合は、それらが可能なのか上下水道施設課職員と協議するとともに、既設上水道管について上水道管路台帳（マッピング）により確認してください。
- ・占用する道路の所管（市道・県道等の路線名）を確認してください。
市道、又は里道など法定外公共物→市役所 土木課
県道→東近江土木事務所 管理調整課
- ・掘削箇所に他の地下埋設物が無いか確認を行い、ある場合はその所管する機関と近接協議等を行ってください。（市下水道、農業用水、NTT、関西電力、県上水道、県下水道など）

○必要書類

- ・位置図（1/2500 程度）
- ・道路掘削平面図（占用物件の構造を含む）
- ・道路掘削断面図（占用物件の構造を含む）
- ・舗装復旧断面図
- ・現地写真（青を既設本管、赤を新設管として明記する）
- ・交通規制図（安全対策図）
- ・迂回路図（車両通行止めの場合）
（その他農道・河川などに係る占用行為については別途問い合わせ願います）

○提出部数

- ・市道：2部 法定外公共物：2部 県道：6部

○許可までに要する期間

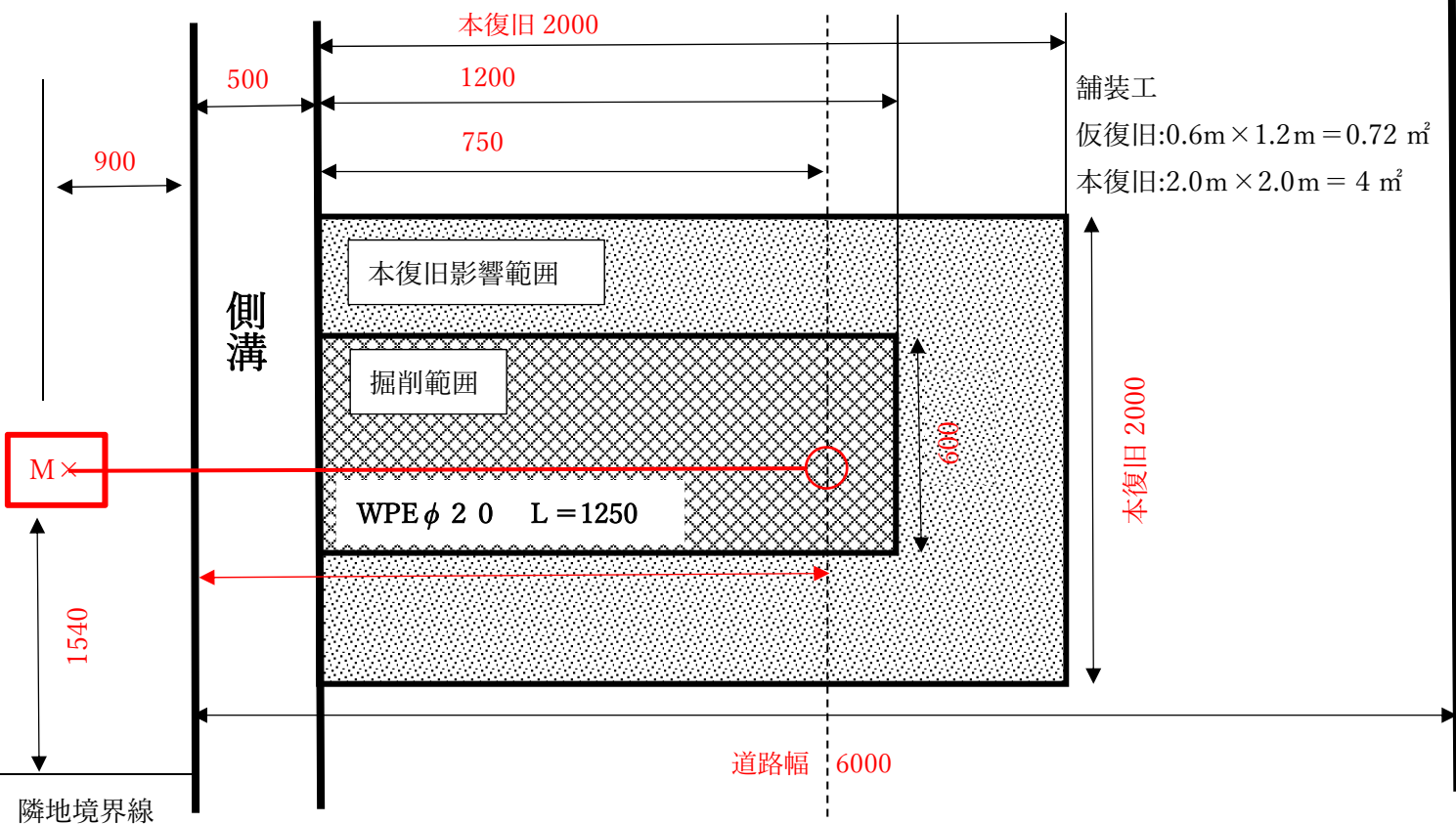
- ・市道：2～3週間程度 県道：4～5週間程度

○工事着工前までの準備

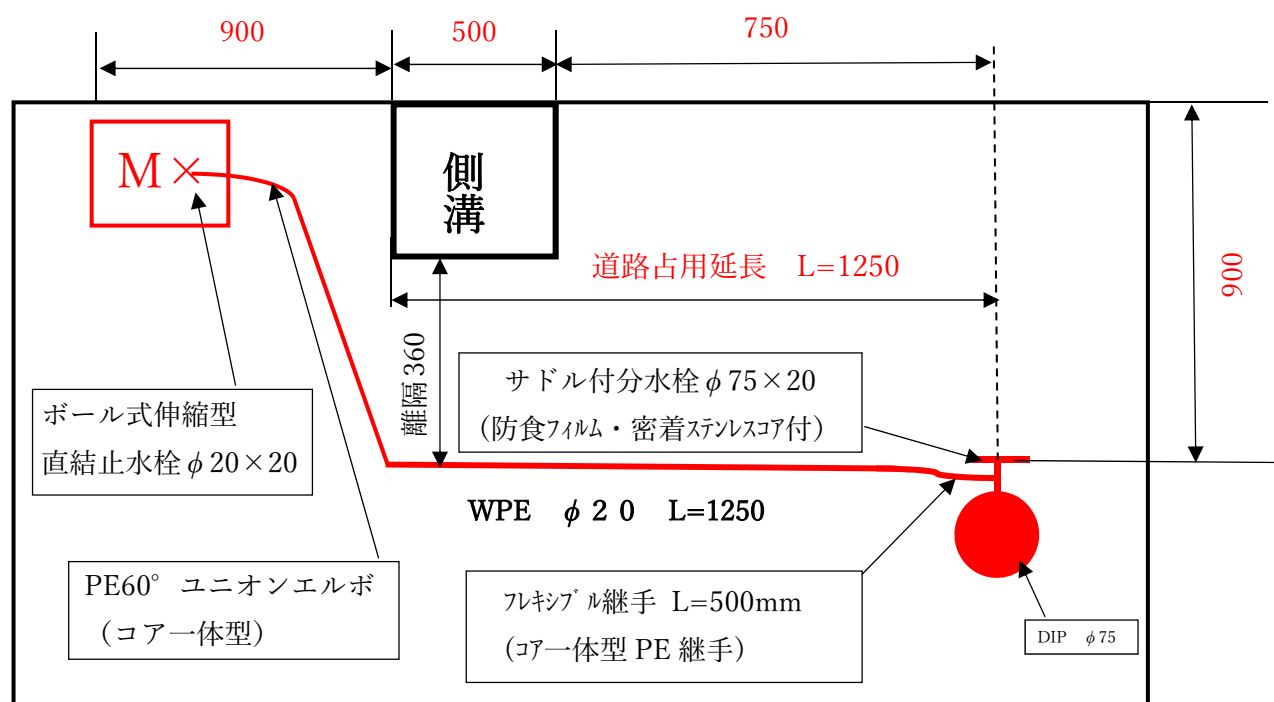
- ・道路占用許可後、許可書類の写しを交付しますので、当該書類の内容に従い所轄警察署より道路使用許可を得てください。
- ・路線バス・市民バスの運行ルートになっていないか確認してください。運行ルートであればバス会社所管課と事前協議を行い、工事日程などの調整を行ってください。
- ・ごみ収集・し尿汲み取りの支障とならないか確認し、支障となる場合は関係機関と日程・時間調整を行ってください。
- ・地元自治会、近隣住民や店舗などへ工事の周知を行ってください。
（その他占用に係る行為については別途問い合わせ願います）



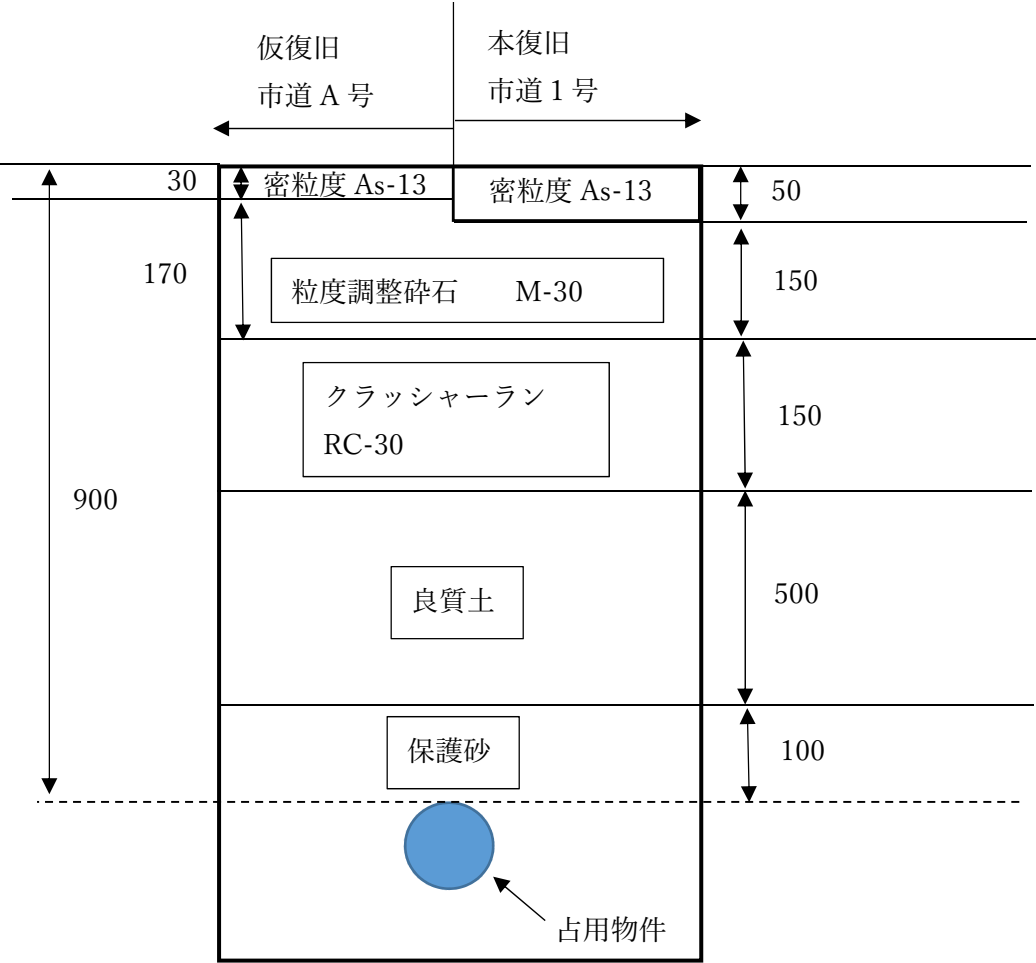
道路掘削平面図



道路掘削断面図



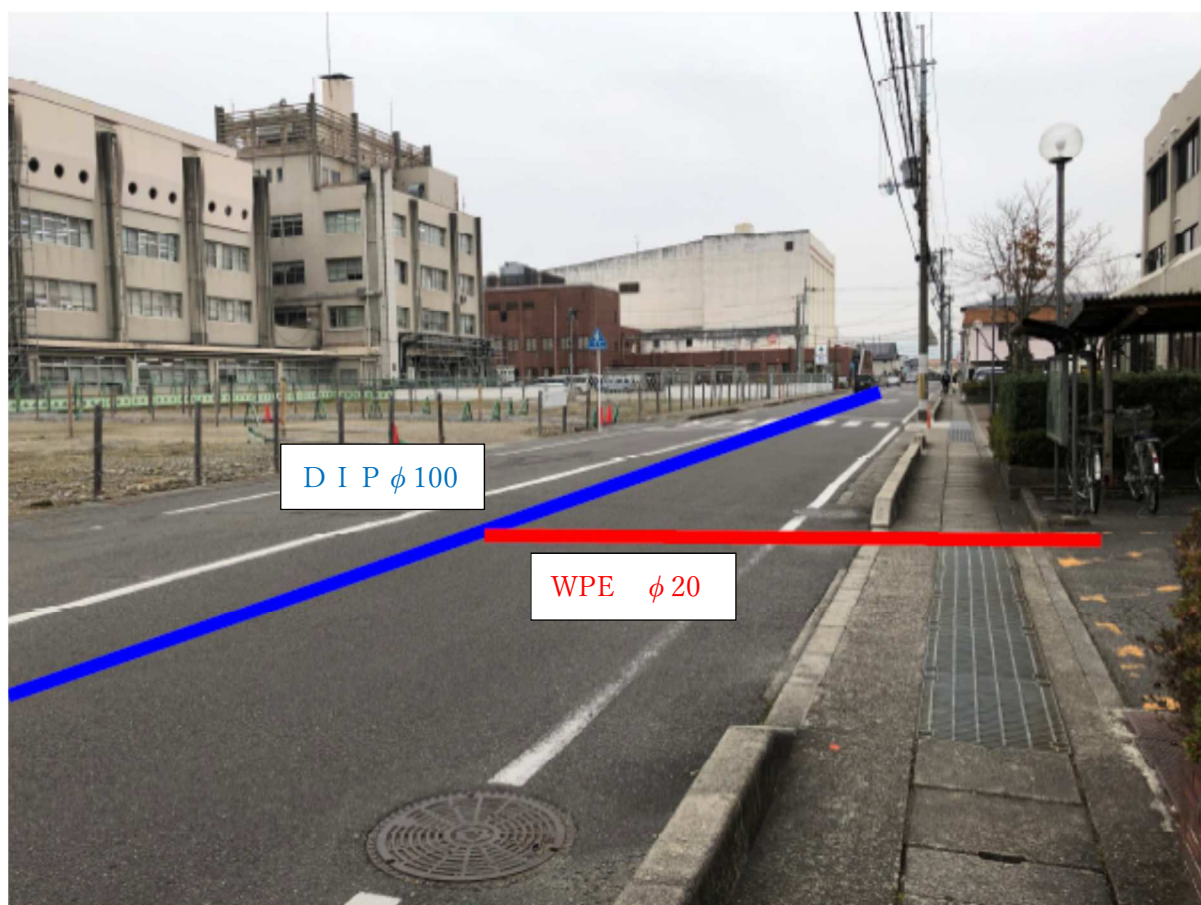
舗装仮復旧断面図・舗装本復旧断面図



※舗装断面については事前に管理者に確認すること
(路線によっては舗装表層が 2 層復旧になる箇所もある)

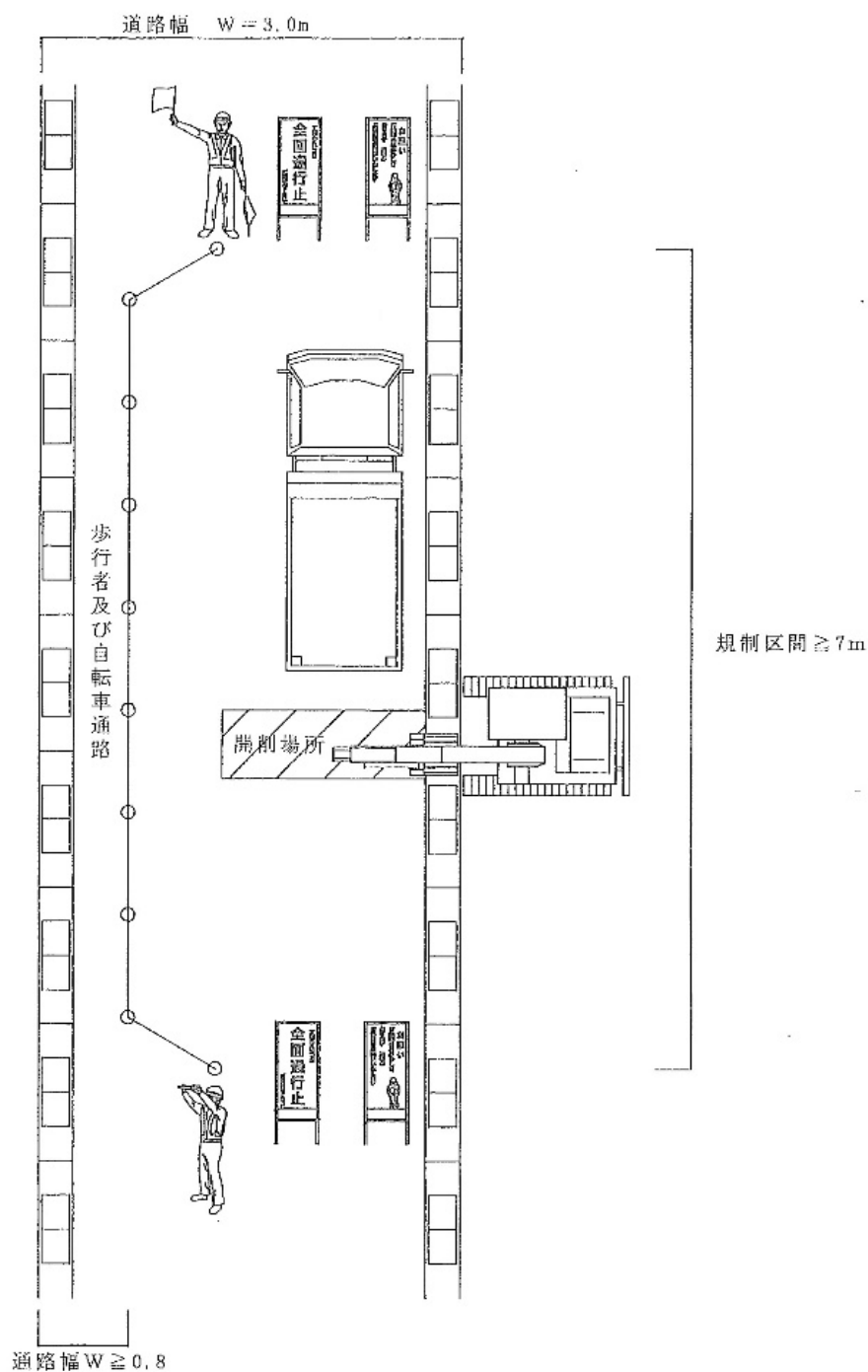
※舗装本復旧範囲については事前に管理者に確認すること
(全面復旧となるのか、半幅復旧になるのか等)

現地写真



交通規制図

保安図 (車両通行止め)



【備考】

工事は午前9時から午後5時までとし、歩行者・自転車等に於いては交通誘導員の誘導により、十分な安全を図る。
工事完了後は速やかに規制解除をする。

迂回路図

